

狂犬病予防注射と犬の登録を行います



登録料 1頭につき 3,000円
(登録は犬の生涯に1回です)
注射料 1頭につき 3,040円
(注射は毎年1回必ず受けなければなりません)

平成21年度の狂犬病予防注射と飼い犬の登録を次の日程で行います。
犬を飼っている方は最寄りの場所まで犬を連れてお越しください。
なお、都合により最寄りの場所に行けない場合は、ほかの場所でも受け付けますので、必ず登録と予防注射を受けられますようお願いいたします。

飼い主の皆さんにお願い!

- 犬の飼い方に関する苦情が多く寄せられています!
- 飼い犬は引き綱につなぎましょう!
- 犬の糞(ふん)は持ち帰りましょう!
- 犬のオシッコを他人の家の塀や門などにさせないようにしましょう!

狂犬病予防注射と飼い犬登録日程表

4月20日(月)					4月19日(日)								4月18日(土)			日		
13時30分~17時30分	13時10分~13時30分	10時10分~11時40分	9時40分~10時00分	7時45分~9時30分	13時00分~17時00分	11時35分~12時00分	11時15分~11時25分	10時50分~11時05分	10時25分~10時45分	10時00分~10時20分	9時40分~9時55分	8時50分~9時30分	8時00分~8時40分	7時30分~7時55分	13時40分~17時00分	13時10分~13時30分	8時30分~12時00分	時
戸別	本岐消防前	戸別	相生消防前	戸別	戸別	旧共済組合前	旧道合商店前	旧多喜商店前	西山義弘宅前	西区老人クラブ前	林石スタンド前	てん馬屋前	水口電気店前	柏倉幸満宅前	戸別	活波消防前	戸別	場所
沼沢 双葉	本岐市街	布川 大昭	相生中央	共和1、恩根1、恩根中央、相生2	岩富	活波1、活波3、東岡	旭町1・2・3	幸町 柏町	高台町	東町 新町	緑町1、達美町	緑町2	本町 西町 緑町3	共和2・3・4	豊永2・3	豊永4	沼沢の一部	対象自治会

問い合わせ先 役場住民生活グループ ☎76-2151

春の全国交通安全運動

4月6日(月)~4月15日(水)

重点目標

子どもの交通事故防止 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用
スピードの出し過ぎ防止 飲酒運転の根絶 自転車の交通事故防止



長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

~平成21年度の保険料 計算方法と軽減の仕組み~

平成21年度の保険料は、平成20年の所得を基に計算します。
ただし、4月分および6月分の年金から差し引く保険料は、暫定的に平成19年の所得を基に計算しています。
正式な保険料は、支払方法とともに、6月に個別にお知らせします。

年間保険料の計算方法(平成21年度)

均等割 【一人当たりの額】 43,143円	+	所得割 【所得 ¹ に応じた額】 (平成20年の所得 - 33万円) × 9.63%	=	1年間の保険料 (限度額50万円)
-----------------------------	---	---	---	----------------------

注) 1年間の保険料について
月の途中で加入した場合は、加入月からの月割になります。
例) 8月15日に加入 1年間の保険料 ÷ 12か月 × 8か月(8月~翌年3月) = 長寿医療制度の保険料
100円未満の端数は切り捨てます。

1 所得とは、前年の収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。
なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

所得の低い方は保険料が軽減されます

1 均等割の軽減 所得の低い方は、均等割43,143円が次の例のとおり軽減されます。

例) 年金収入のみの場合

年金収入		平成20年度の均等割	平成21年度の均等割
一人世帯	夫婦二人世帯 ^{※2}		
168万円以下		8.5割軽減後 6,300円	7割軽減後 12,942円
上記のうち被保険者全員が、年金収入が80万円以下で所得が0円		8.5割軽減後 6,300円	9割軽減後 4,300円
—	192万5千円以下	5割軽減後 21,571円	5割軽減後 21,571円 (平成20年度と同額)
203万円以下	238万円以下	2割軽減後 34,514円	2割軽減後 34,514円 (平成20年度と同額)

2 一方の所得が0円(年金収入120万円以下)の場合

2 所得割の軽減

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例) 年金収入180万円の場合

*軽減判定 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円 軽減に該当

*所得割 27万円 × 9.63% × 5割 = 13,000円

被用者保険の被扶養者だった方は保険料が軽減されます

長寿医療制度に加入する前、被用者保険の被扶養者だった方は、加入してから2年間、保険料が軽減されます。
平成21年度は、均等割が9割、所得割が全額軽減されます。 1年間の保険料4,300円

問い合わせ先 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601

役場 健康医療グループ 後期高齢者医療担当(窓口6番) ☎76-2151 内線229